平成２７年（フ）第１１２７号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目６番18―516号
債務者　西澤　利夫
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２０２号
大阪府枚方市招提元町１丁目19番８号
債務者　池田　奈美
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２０３号
大阪市此花区高見１丁目８番17―506号
債務者　小沼　陽子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２０９号
大阪市東淀川区豊新１丁目12番５号　暁紅園103号、前住所大阪市東淀川区大桐４丁目４番67―Ｅ1103号
債務者　玄田　紀恵（旧姓橋垣）
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４６号
大阪市此花区春日出南１丁目２番18号　ルワージュ春日出公園502
債務者　横山　龍一
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６５号
大阪市中央区高津３丁目14番26号
債務者　與儀　好子（旧姓与儀）
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３８１号
大阪市旭区太子橋１丁目16番16号　アトリエブルー太子橋402、前住所大阪市福島区福島６丁目21番13―903号
債務者　三木　理香
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４５９号
大阪府豊中市上新田３丁目７番19―404号
債務者　戸島　光代（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８１号
大阪府枚方市中宮北町１番35―502号、住民票上の住所大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅６―307号
債務者　松永　英朗
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５９７号
大阪市平野区西脇３丁目１番７号　ファトゥルージェ704号室
債務者　田中　　淳
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６９７号
大阪市城東区関目１丁目11番Ｂ―406号
債務者　中野　　茂
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７０３号
大阪府枚方市楠葉並木１丁目34番14号、前住所大阪府枚方市上島東町８番８号
債務者　花上　章裕
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７９５号
大阪市鶴見区緑１丁目15番26―201号
債務者　竹本由香里
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９８２号
大阪府高槻市大蔵司２丁目52番９号　エンジェルハイツＡ棟201号
債務者　岩橋　昌子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９８４号
大阪市旭区今市２丁目10番９号　エクセレント旭207号、前住所大阪市旭区高殿３丁目18番10号　新成ハイツ203号
債務者　豊田敦実こと　李　　敦實
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５号
新潟県見附市本町３丁目９番23号
債務者　中沢　早苗
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
岩手県奥州市衣川区馬懸20番地１、前住所兵庫県篠山市東吹910番地１　フロレスタⅠ―102
債務者　千葉　　晋
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
盛岡地方裁判所水沢支部